

新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン (本庄特別支援学校版)～令和5年度～

～令和5年5月8日 5類感染症への移行を受けて～

【保護者用】

令和5年5月8日をもって、新型コロナウイルス感染症の感染症法*上の位置付けが2類相当から5類感染症へ変更となります。

* 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

このことにより、国や県による感染防止対策のガイドラインも見直しがなされました。これを受けて本庄特別支援学校版ガイドラインも内容の見直しをしました。

これまでどおり、「感染防止・感染拡大防止の対策を徹底しつつ、教育活動上の制限を緩和していく」という国・県の基本方針に沿いつつも、基礎疾患等により感染予防に特に留意する必要がある児童生徒や、大声で会話しない、他人との距離をとる、等が難しい児童生徒が在籍しているといった特別支援学校の状況を考慮し、対策を考えることとします。

なお、周囲の感染状況の変化や、学校で追加・変更等の必要が生じた場合には、内容の変更や、一定期間臨時的に対策を強化する可能性があることを申し添えておきます。

令和5年5月11日一部改訂

I 基本方針

必要な感染防止対策*1を継続した上で、生活上、教育活動上の制約*2を可能な限り緩和*3していきます。

- *1 必要な感染防止対策：日常的な健康観察，換気，手洗い（調理や給食の配膳等，必要な場面では手指の消毒），必要な場面でのマスクの着用等。詳細は後述します。
- *2 授業内容の制限（調理実習，歌唱，楽器演奏，黙食等）等。詳細は後述します。
- *3 これまでの対策を場面により，解除・継続を切り替えます。または徐々に緩和していきます。

II 具体的な対策

1 日々の健康管理の徹底について *家庭との連携

(1) 毎朝の丁寧な健康観察。

(2) 体調不良時の対応

児童生徒本人や同居家族に発熱や風邪症状などが見られた場合は登校を見合わせて頂き，学校への連絡もお願いします。

ただし，新型コロナウイルス感染症と他の疾患との区別が困難である等の理由により，軽微な症状をもって一律に登校を制限はしないこととします。

感染拡大防止のためという趣旨を説明した上での「お願い」となりますが，趣旨をご理解の上，ご協力をお願いします。

2 学校生活について

【学校生活全般を通じた基本的事項】

(1) マスクの着用について

- マスクの着用を求めないことを基本とします。ただし，以下に示すような感染リスクの高い場面ではマスクの着用を指導していきます。
なお，外すことについても着用することについても，保護者や本人の意思を尊重し，強制はしません。
- 着用するよう指導する場面
 - 校外活動等で，医療機関や高齢者施設等を訪問する場合。
 - 給食の配膳や調理実習等，食品を扱う活動時。
 - スクールバス乗車時は着用することを推奨します。
- 屋外での活動や身体運動を伴う活動時を除き，教員は児童生徒と接する場面ではマスク着用を基本とします。

(2) 換気と「三密」の回避

- 室内での活動時は常時換気を基本とします。寒さが厳しい，強風を伴う降雨・降雪等，気候的に常時換気が難しい場合はこまめに換気をします。
- 対面での活動は極力避けます。対面での活動が必要な場合は，適切な距離（概ね1m以上）をあげることとし，大声での会話は控えるよう指導します。

(3) 手洗いの徹底と必要に応じた手指の消毒

- 外から教室に入る時やトイレの後等，流水と石鹼でのこまめな手洗いを指導します。
- 給食の配膳前や調理実習等，食品を扱う活動の前には手指の消毒やビニール手袋の使用など，より慎重な対策を行います。

(4) 咳エチケットの指導

- 咳やくしゃみをする際は咳エチケット*を行うよう指導します。
* 咳エチケット：咳やくしゃみをする際，ティッシュ・ハンカチや，袖、肘の内側などを使って，口や鼻をおさえること。

(5) 消毒について

- 日常的な消毒，活動前後の消毒は基本的に不要とします。ただし，以下の場合にはドアノブや手すり，スイッチ，机・椅子等，施設・設備や教材等の消毒を行います。
 - 教材，教具，情報機器等を共用する活動の前後。
 - 保護者を含む部外者が複数来校しての行事等の終了後。
 - 自立活動等，児童生徒が入れ代わり立ち代わり入室・学習したり，マットやクッション等，身体を接触させて使用する教材・教具を共用したりする活動の終了後。

【場面ごとの留意事項】

(1) 登下校時

- ① スクールバス通学生に関する留意事項
 - スクールバスを含むバス車両は換気が十分であるとされているので，全員一律にマスクの着用を指導する必要はありませんが，念のため，マスクの着用を推奨，指導します。
 - 乗車中はできるだけ会話を避けるよう指導します。
(バス運行業者には，県教育委員会から車内の換気，消毒，乗務員の健康管理，マスク着用等を依頼しています。)
 - 発熱や体調不良がある場合はスクールバス乗車を見合わせるよう，お願いします。
 - 下校時の放課後デイサービス・レスパイトサービス等の利用において，学校での健康状況の情報交換を行います。
 - 下校時に放課後デイサービス・レスパイトサービス等を利用する場合のマスク着用については，各事業者の指示に従うことを基本とします。
- ② 自主通学生・保護者による送迎での通学生に関する留意事項
 - 上記「【学校生活全般を通じた基本的事項】(1) マスクの着用」にあるとおり，マスクの着用は不要です。

(2) 学習活動場面 「三つの密」(密集・密閉・密接)の回避と換気及び人との距離

① 全教科等共通の留意事項

- 上述「2 学校生活について【学校生活全般を通じた基本的事項】(1)～(5)」のとおり。

② 各教科等別の留意事項

◇ 音楽における歌唱や管楽器演奏について

- 向かい合っただけの活動は避け、全員が同じ方向を向き、適切な間隔(概ね前後1m以上、左右50cm以上 以下同じ)を確保して行います。

◇ 調理実習について

- マスク・エプロン・帽子(三角巾等)の着用と事前の手指の消毒またはビニール手袋の使用等を徹底します。
- 試食の際は、座席を向かい合わせにしない、大声での会話を控える等の配慮をします。やむを得ず向かい合わせの座席配置にする場合は適切な間隔を確保します。

(3) 給食・昼食

- 上述の調理実習と同じ対策を徹底した上で、児童生徒による配膳も可とします。
- 食事前後の手洗いや適切な換気を実施します。
- 座席は対面にならないよう配置し、適切な間隔を確保すれば、「黙食」は必要なく、会話しながらの食事でも可とします。ただし、大きな声での会話は控えるよう指導します。(『楽しく食事をする』という食育の観点からも、対面や大声での会話を控える指導をしつつ、食事をしながらの会話を楽しむことも大切と考えます。)
- 教員が対面や間隔を空けない隣席等で摂食指導や支援をする必要がある児童生徒については、教員がマスクを着用するなどの対策をします。
- 食後の歯みがき指導を実施する場合は、適切な感染防止対策をします。

(4) 学校行事について

- 必要な感染対策をしながら、徐々に制限を緩和していくことを基本としますが、一気に「コロナ禍前」と同様にするのはではなく、周囲の感染状況や、国・県からの通知等を見ながら、徐々に緩和していきます。

① 儀式的行事

◇ 1学期終業式以降の始業式・終業式

- 以下の理由から、今後も分散・リモートで実施します。
 - 1学期終業式・2学期始業式においては熱中症予防のため。
 - 2学期終業式から修了式までは季節性インフルエンザ予防のため。
 - 体育館と各教室間の移動時間をなくし、式前後の学級指導の時間を十分に確保するため。

◇ 卒業式（令和5年度）

- 保護者・在校生等，参列者の人数制限を緩和していく方向で，卒業式の内容等を計画する時期に周囲の感染状況等に配慮して検討・確定します。
 - * 来賓については，一気に「コロナ禍前」に戻すのではなく，児童生徒に身近な方から徐々に範囲を拡大していく予定です。

② 運動会（令和5年度）

- 参観者は児童生徒の家族のみとしますが，人数の制限は設けません。
- 密集を避けるため，令和4年度のような学部ごとの参観者の入れ替えを行います。（詳細は運動会の通知でお知らせします）
- 保護者からの自己申告で発熱や体調不良のないことを確認します。

③ ハートまつり（令和5年度）

- 感染対策を徹底した上で，できるだけ多くの方にご来場いただけるよう，今後検討していきます。
 - * 5月12日時点での対応（周囲の感染流行状況等に応じて変更の可能性あり）
 - 来校者は保護者（人数制限は設けない），作業所販売のスタッフ（人数制限は設けないが，必要最小限の人数での対応をお願いします）
 - 来場者には受付時に発熱や体調不良がないことを聞き取りにより確認します。発熱，体調不良等がある場合には入場をお断りします。
 - 受付時に手指の消毒をお願いします。
 - 「できるだけ」マスクの着用をお願いします。

④ 学校公開，入学選考に係る事前相談，授業参観等，保護者を含む複数の部外者が来校する行事

- 上記「③ ハートまつり」の現段階での予定に準じて対応します。
 - 各行事の対象者のみの参加とします。人数の制限は，各教室への参観のための入室や，全体会での座席の都合等を考慮し，行事ごとに検討します。
 - 来場者には受付時に発熱や体調不良がないことを聞き取りにより確認し，発熱，体調不良等がある場合には入場をお断りします。
 - 受付時に手指の消毒をお願いします。
 - 「できるだけ」マスクの着用をお願いします。

* 上記②～④について，令和6年度以降は周囲の感染状況等により判断していきます。令和6年度入学式も同じです。

⑤ 校外行事

- 泊を伴うか否かにかかわらず，感染対策を徹底した上で極力実施していきます。詳細はその都度検討します。
- マスクの着用等の具体的な対策は本ガイドラインの内容を基本としますが，利用する店舗や施設等で指導や要請があった場合はそれに従います。

(5) その他

- 登校後に発熱や体調不良が確認された場合は、症状の程度や他の児童生徒との接触状況等を考慮し、必要に応じて保護者の方に連絡し、お迎えをお願いします。その際は、お迎えが来るまで、他の児童生徒との接触を避け、別の場所で休養させますので、あらかじめご承知おきください。
- 保護者の方も含めて外部からの個別の来校の際は、事務室前で検温を行って頂きます。行事等、複数の来校者が同時に来校する場合は、受付での混雑を避けるため検温は省きますが、聞き取りにより発熱や体調不良のないことを確認します。(上記『(4) 学校行事について』のとおり)
- 体調不良により念のため登校を見合わせた場合、感染が不安で登校しない場合等は、欠席とせず、出席停止の扱いとすることもあります。(詳細は後述)

3 支援籍学習、交流及び共同学習について

- 支援籍校や交流先と十分相談し、感染防止対策を徹底した上で、実施を基本とします。
- マスクの着用は支援籍校・交流校のルールを基本としますが、児童生徒の実態等に応じて、担任が不安と感じた場合や、本人・保護者から不安の訴えがある場合にはマスクを着用します。
- 必要に応じてICTを活用した間接交流も取り入れます。

4 (高等部)産業現場等における実習

- 感染防止対策を徹底した上で、実施を基本とします。ただし、感染リスクの高い作業内容である場合は、実習先と相談の上、作業内容を変更して頂いたり、実習先を変更したりといった対策も検討します。
- マスクの着用については、本ガイドラインの内容を基本としますが、実習先から指導や要請があった場合にはそれに従います。ただし、生徒の実態等に応じて、担任が不安と感じた場合や、本人・保護者から不安の訴えがある場合にはマスクを着用します。

5 部活動について

(1) 活動日数・活動時間について

- 県の「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」に則り、活動日数・活動時間を設定します。(月1回程度の『ノ一部活デー』の設定、土日はいずれか1日のみの活動とする、等)
- 感染防止対策と、熱中症等他の疾病等のリスクへの対策をした上で実施します。
- 部活動内で新型コロナウイルス感染症の陽性者が確認された場合は、学級等での措置に準じて対応します。
(発症前二日間の活動状況により、陽性生徒以外の部活動や登校の可否を判断します。)

(2) 改めて徹底する事項

- 感染防止対策を改めて徹底し、飛沫感染の可能性が高い活動(近距離での大きな発声や身体接触を伴う活動等)は原則として行いません。

- * 競技中の選手同士の声かけや、コート外からの声援等、他者との距離がある場合の散発的な大声は差し支えありません。
- 本人や同居の家族に発熱や風症状等の体調不良がある生徒は、部活動に参加しないよう指導します。ご家庭でもそのような対応をお願いします。

(3) 部活動内で感染陽性者が発生した場合の対応

- 陽性者の発生人数に応じた一律の活動停止措置は行わないこととします。ただし、部活動内で感染が拡大し、集団感染の恐れがある場合等には、必要に応じて活動停止及びその期間を校長が判断して対応します。なお、活動停止の判断に際しては、同一の部活動であっても、陽性が判明した生徒と移動・更衣・練習等が全て別の集団として活動しているグループ（チーム等）については、活動停止の対象とはしません。
- 活動停止期間中に大会等が実施される場合の対応
活動を停止した部活動については、公式大会等及び対外試合などの自校以外との活動に参加することはできません。ただし、活動停止期間中の公式大会等への参加については、教育的な意義を踏まえ、教育委員会及び大会等主催者に協議の上、参加の可否を判断するものとします。

6 陽性者や従来の“濃厚接触者”等への対応と臨時休業について

(1) 陽性者、体調不良者、従来の“厚接触者”等への対応

- ① 陽性者（発熱、咽頭痛、咳等の症状がある場合）
 - 発症した後5日が経過し、かつ、症状が軽快*した後1日を経過するまで出席停止とします。
 - 出席停止解除後も、発症から10日を経過するまではマスクの着用をお願いします。（強制ではありませんが、ご協力をお願いします）
 - * 症状が軽快：解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指します。
- ② 陽性者（症状がない場合）
 - 陽性が判明した検査の検体採取日を0日として5日が経過するまで出席停止とします。ただし、出席停止期間中に発症した場合には、検体採取日を0日として5日経過し、かつ、症状が軽快した後1日が経過するまで出席停止とする。
 - * 学校保健安全法第19条による。
- ③ 感染の有無は未確認でも、発熱や咽頭痛、咳等の症状があり、医師等から登校を控えるよう指示された児童生徒
 - 学校医その他医師により感染の恐れがないと認められるまでの期間、出席停止とします。
- ④ 従来の“濃厚接触者及び濃厚接触者相当”の児童生徒

【県教委からの通知】

感染症法上の位置付けが変更となり、学校が濃厚接触者相当の特定を行う必要はなくなった。したがって従来濃厚接触者とされていた児童生徒（同居家族が陽性の児童生徒、学校で陽性者と接触があった児童生徒のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした児童生徒等）も感染が確認されていない場合は、直ちに出席停止とする必要はない。

【本校の対応】

県からの通知は上記のとおりですが、特別支援学校の性格上、慎重に対応する必要があるため、感染拡大防止のために必要と思われる範囲の児童生徒の保護者に対し、登校を控えて頂くようお願いいたします。

- ⑤ 感染不安から登校を控えることを希望する児童生徒
 - 学級あるいは学校内に陽性者が確認された場合等において、医療的ケアを必要とする児童生徒（以下、「医療的ケア児」）及び基礎疾患等があり重症化するリスクが高い児童生徒（以下、「基礎疾患児」）について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきでない判断した場合は出席停止とします。
 - 学級あるいは学校内に陽性者が確認された場合等において、保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった児童生徒等について、同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があって、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合は出席停止とします。

(2) 学級閉鎖等臨時休業について

- 同一学級において、陽性者が発生し、かつ、体調不良者が合わせて15～20%以上いる場合に、学校医の意見を参考にして、学級閉鎖を措置します。当該期間は5日間程度を目安とします。（在籍児童生徒数が20人以下の学級では20%を目安とします）
- なお、臨時休業の種類（学級閉鎖・学年閉鎖・学校閉鎖等）は、その感染が広がっているおそれの範囲に応じて、学級や学年単位など必要な範囲にとどめるものとします。
 - * 上記2項目とも、令和5年4月28日付「教保体第244-1号 5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症対策について（通知）」による。
- 上記の通知は、あくまで「目安」であり、単に陽性者や体調不良者の人数のみで機械的に判断する基準ではありません。学級や学年・学部、全校という集団内での感染拡大を防止するため、という観点で感染拡大の恐れを考慮し、総合的に判断していきます。（例：同一の学級で、複数の児童生徒等の感染が確認された場合であっても、その児童生徒等の間で感染経路に関連がない場合やそのほか学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合等については、学級閉鎖を行う必要はありません）

(3) 新型コロナワクチン接種に伴う出欠等の扱いについて

- ① ワクチン接種のために登校できない場合は出席停止の扱いとなります。
- ② 一部の時間（午前や午後等）のみ登校し、接種する場合は、遅刻や早退としません。
- ③ ワクチン接種後の副反応について 副反応であるか否かに関わらず、発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状が見られ、医師等により登校を控えるよう指示された場合は出席停止とします。